



# 社会人の受講に配慮した

## 学び直し講座の開設費用を補助します

長野県では、県内における働く社会人の学び直し講座の拡充を図り主体的な学び直しを促進するため、社会人向けに新たに開設する学び直し講座の費用の一部を補助します。

今年度はより制度を活用しやすいよう対象となる講座を拡大します。

補助額 (最大) **50万円** または **25万円**

補助率 **1/2** 以内

### 申請期間

令和5年4月6日(木)～令和6年1月31日(水)

※申請方法は働く人の学び直し場拡充支援事業ホームページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/recurrent.html>) をご覧ください。質問・相談は随時受け付けております。



### 主な見直し内容

これまでは、国の教育訓練給付制度の対象となり得る講座を補助対象とし、入門的・基礎的な講座は補助の対象としていませんでしたが、今年度からは職業能力の開発・向上に資する入門的・基礎的な講座も補助対象とするなど、補助対象講座を拡大しました。

### 主な対象者

大学、専修学校、各種学校、職業訓練実施者等の、職業訓練に関する事業を1営業年度以上実施している事業者が対象です。



### 主な対象講座

令和5年度より、補助対象講座を拡大し、講座を3つの種類に分けました。(いずれのコースも社会人の受講に配慮する等の共通要件を満たす必要があります。)

#### 対象講座 (オンラインのみによる講座も新たに対象とします)

補助  
上限額

① 国の教育訓練給付制度の対象となりうる講座  
※講座開催期間1月以上・講座時間50時間以上 等

50万円

**拡大** ② 大学・短大・高専で実施する職業能力の開発及び向上に資する講座  
※大学設置基準第21条に規定する1単位の取得要件を満たすもの

50万円

**拡大** ③ 職業能力の開発及び向上に資する講座 (入門・基礎的な講座も対象)  
※講座時間：30時間以上

25万円

※共通要件は以下のとおり

- ① 社会人の受講に配慮した講座 (平日夜間、土日、オンライン開催等) であること
- ② 既に社会人向けに開設した講座ではないこと (既存の講座を新たに社会人向けに開設する場合は対象)
- ③ 令和6年2月末日までに事業が完了し、修了者が1名以上いること

## 補助対象となる講座は？

### 事務関係の資格や講座

- ・ 実用英語技能検定・TOEIC
- ・ 中国語検定試験・簿記検定試験（日商簿記）

### 医療・社会福祉・保険衛生関係の資格や講座

- ・ 同行援護従事者研修・介護職員初任者研修
- ・ 喀痰吸引等研修・登録販売者試験

### 専門的サービス関係の資格や講座

- ・ 中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・行政書士・ファイナンシャルプランニング技能検定

### 営業・販売関係の資格や講座

- ・ インテリアコーディネーター
- ・ 宅地建物取引士資格試験

### 技術・農業関係の資格や講座

- ・ 土木施工管理技士・管工事施工管理技士
- ・ 自動車整備士・電気主任技術者試験

### 情報関係の資格や講座

- ・ Webクリエイター能力認定試験
- ・ Microsoft Office Specialist2010,2013,2016
- ・ CAD利用技術者試験・建築CAD検定

### その他、大学・専門学校等の講座

- ・ 修士・博士・履修証明プログラム
- ・ 職業実践力育成プログラム
- ・ キャリア形成促進プログラム

※輸送・機械運転関係の資格や講座は対象となりません。（大型自動車第一種・第二種免許、中型自動車第一種・第二種免許、大型特殊自動車免許、準中型自動車第一種免許、普通自動車第二種免許、玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・車両系建設機械運転技能講習等）

## 補助対象となる経費は？

対象講座を開設・実施するために直接必要な以下のような経費が対象となります。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 需用費
- ⑤ 役員費
- ⑥ 委託費
- ⑦ 使用料・賃借料
- ⑧ 物品購入費
- ⑨ その他の経費

### △ 補助対象とならない経費（例）

- ・ パソコンやプリンターなど、補助事業以外への使用が可能と考えられる汎用性のあるものの購入費
- ・ 事業者の組織運営等に係る経常的な経費

## <産業人材カレッジの認定について>

県内の社会人等のスキルの獲得や向上を目的として実施する講座を「長野県産業人材カレッジ事業」として認定を行っています。本補助金の対象講座とするためには、長野県産業人材カレッジの認定が必要となりますので補助金の申請に合わせて認定申請をお願いします。

## 申請・相談窓口

### ■ 事業全般、専修学校等（大学・短大・高等専門学校以外の訓練施設）からのお問い合わせ

- 長野県 産業労働部 産業人材育成課あて

電話 026-235-7202 メールアドレス [jinzai2@pref.nagano.lg.jp](mailto:jinzai2@pref.nagano.lg.jp)

### ■ 大学・短大・高等専門学校からのお問い合わせ

- 長野県 県民文化部 県民の学び支援課あて

電話 026-235-7285 メールアドレス [koto-shin@pref.nagano.lg.jp](mailto:koto-shin@pref.nagano.lg.jp)

※ 申請書類の送付先は以下のとおり（該当の担当課へお送りください。）

〒380-8570（住所記載不要） 長野市南長野幅下692-2 産業人材育成課 or 県民の学び支援課あて

## その他・様式のダウンロードなど

詳細は、県公式サイトをご確認ください。申請書類の様式はホームページからダウンロードできます。

県公式サイト▶仕事・産業・観光▶能力開発

▶産業人材育成▶働く人の学び直しの場拡充支援事業

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/recurrent.html>